

兵庫県議会議員の政治倫理に関する条例

令和7年6月12日兵庫県条例第34号

(目的)

第1条 この条例は、兵庫県議会議員（以下「議員」という。）の責務、政治倫理に関する基準
その他必要な事項を定めることにより、議会政治の根幹をなす政治倫理の確立を図るとともに、
県民の負託にこたえ、もって公正で民主的な県政の発展に寄与することを目的とする。

(責務)

第2条 議員は、県民の負託を受けた代表として、法令を遵守することはもとより、高い倫理的
義務が課せられていることを自覚し、議員としてふさわしい品位を保持しなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政
治資金規正法（昭和23年法律第194号）等とともに、次に掲げる基準（以下「政治倫理基準」
という。）を遵守して行動しなければならない。

- (1) 議員の品位及び名誉を損なう行為により、県民の兵庫県議会（以下「議会」という。）に
対する信頼を損ねてはならないこと。
- (2) 人権を侵害する行為（以下「人権侵害行為」という。）、人権侵害行為の扇動、第三者に
よる人権侵害行為に賛同する旨の意見の表明又は人権侵害行為を助長する行為をしてはな
らないこと。
- (3) 議員の権限を濫用し、又はその地位を不当に利用して、自己又は特定の者の利益を図っ
てはならないこと。
- (4) 自己又は特定の者の利益を目的として、国若しくは地方公共団体が締結する売買、貸借、
請負その他の契約又は特定の者に対する行政庁の処分に関し、特定の者に有利になるよう
な働きかけをしてはならないこと。
- (5) 公正を疑われるような金品の授受を行ってはならないこと。
- (6) 道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けてはならないこと。
- (7) 議員の資金管理団体（政治資金規正法第19条第2項に規定する資金管理団体をいう。）及
び後援団体（公職選挙法第199条の5第1項に規定する後援団体をいう。）に、前号の寄附
を受けさせないこと。
- (8) 国若しくは地方公共団体の公務員又は関係団体（指定管理者（地方自治法第244条の2第
3項に規定する指定管理者をいう。）を含む。）の役員若しくは職員に対し、その権限又は
地位による影響力を及ぼすことにより、公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしては
ならないこと。

2 議員は、政治倫理基準に反するとの批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事実を説明し、そ

の責任を明らかにしなければならない。

(審査の請求)

第4条 議員は、他の議員において政治倫理基準に反する疑いがあると認めるときは、議員定数の3分の1以上で2以上の会派の議員の署名又は記名により、理由を付記した文書をもって、議長に審査を請求することができる。

(審査会の設置)

第5条 議長は、前条の請求（以下「政治倫理審査請求」という。）があったときは、これを審査するため、議会に兵庫県議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員14人以内をもって組織する。

3 委員は、議員のうちから議長が指名する。

4 委員の任期は、当該審査が終了するまでとする。

5 審査会に会長及び副会長を置く。

6 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

7 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

8 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を行う。

9 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

10 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で審査しなければならない。

(審査会の運営)

第6条 審査会の運営は、次に定めるところによるものとする。

(1) 審査会は、会長が招集し、主宰する。ただし、審査会の設置後最初に開かれる審査会は、議長が招集する。

(2) 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(3) 議事は、会長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(4) 審査会は、原則として非公開とする。

(5) 審査会は、審査のため必要があるときは、議員その他関係者、優れた識見を有する者等に対し、審査会への出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。

(6) 審査の対象となる議員（以下「被審査議員」という。）は、審査会から出席の要請があったときは、出席し、誠実に答える義務を負う。

(7) 被審査議員は、審査会に対して口頭又は文書により弁明することができる。

(8) 会長は、職員をして、会議の概要等必要な事項を記載した記録を作成させなければならない。

2 前項に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、その都度会長が審査会に諮って定める。

(必要な措置の要求)

第7条 審査会は、被審査議員につき、政治倫理基準に反すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、出席委員の3分の2以上の賛成により、次の各号のいずれかの措置を講ずるよう、審査の結果に明記することができる。

- (1) 口頭注意
- (2) 文書警告
- (3) 議場における陳謝の勧告
- (4) 役職辞任の勧告
- (5) 出席自粛の勧告
- (6) 議員辞職の勧告
- (7) 前各号に掲げるもののほか、審査会が必要と認める措置

(議長への報告及び名誉回復措置)

第8条 会長は、当該審査の結果を文書により議長に報告するものとする。

- 2 審査会は、前条に定める措置に至らなかった場合で、被審査議員の名誉を回復することが必要であると認めるときは、政治倫理基準に反する事実が存在しない旨を議長に報告するものとする。

(審査結果の通知・公表等)

第9条 議長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該政治倫理審査請求をした議員及び被審査議員に対して審査の結果を通知するものとする。

- 2 被審査議員は、前項の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、議長に対して意見書を提出することができる。
- 3 議長は、審査の結果及び前項の規定により提出された意見書を公表しなければならない。

(措置)

第10条 議長は、第8条の規定による報告を受けたときは、審査会が必要と認めた措置を講ずることができる。

- 2 議長は、前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。